第１回廿日市市景観審議会会議録　要旨

１　会　議　名　　第１回廿日市市景観審議会

２　開 催 日 時　　平成２４年１月２５日（水）　１４時００分から１５時１０分まで

３　場　　所　　廿日市市役所　３階 政策審議室

４　出 席 委 員　　稲田恵子　・岡本礼子　・佐藤　洋　・正木文雄

樋口忠彦　・森保洋之　・細見　恵　・山田延弘

吉田正裕

５　欠 席 委 員　　梶本　歌子　・塩田ひとし　・中山隆弘

６　議事

（１）　開　会

（２）　会長及び会長代理の選出について

（３）　議　案

第１号議案　廿日市市景観審議会運営要綱の制定について

第２号議案　廿日市市景観審議会の公開に関する取扱要領の制定について

第３号議案　廿日市市景観計画の策定について

（４）　その他

広島県景観会議　景観づくり講演会について

７　公開、非公開の別　　公開

８　傍聴人の人数　　０人

９　事務局職員　　副市長　堀野　和則　・建設部都市・建築局長　中瀬浩次

建設部次長兼建築指導課長　宮﨑昌二　・都市計画課長　向井敏美

都市計画課課長補佐兼都市計画係長　市川浩志　・主任　加治秀典

主任主事　児玉剛樹

10　説　明　員　　都市計画課長　向井敏美

11　結　　果

議事２について、樋口委員を会長に選任し、森保委員を職務代理者に指名する。

議事３　第１号議案について、原案のとおり制定する。

第２号議案について、原案のとおり制定する。

第３号議案について、異存ない旨の回答をする。

12　その他の必要な事項

・第１回目の審議会ということで、前段で、廿日市市景観条例及び廿日市市景観審議会規則の説明を行った。

・広島県景観会議　景観づくり講演会について（報告）

13　発言の要旨

（１）　開会挨拶

（２）　出席者紹介

（３）　廿日市市景観条例及び廿日市市景観審議会規則について

（４）　会長及び会長代理の選出について

会長に樋口委員、会長の職務代理者に森保委員を選任した。

（５）　会長挨拶

（６）　審議会成立の報告

（７）　第１号議案　廿日市市景観審議会運営要綱の制定について

〈A 委員〉

事務局から第１号議案につきまして説明をお願いします。

〈事務局〉

※議案集より説明

〈A 委員〉

何かご質問ございますか。よろしいですか。

〈全委員〉

はい。

〈A 委員〉

第１号議案につきましては、原案のとおり制定することとします。

（８）　第２号議案　廿日市市景観審議会の公開に関する取扱要領の制定について

〈A 委員〉

事務局から第２号議案につきまして説明をお願いします。

〈事務局〉

※議案集より説明

〈A 委員〉

第２号議案につきまして何か質問や意見がございましたらお願いします。

〈B 委員〉

傍聴人の発言はどのような扱いになるのでしょうか。

〈事務局〉

傍聴人は発言できません。

〈B 委員〉

できない旨の一文がありませんが、どういうことですか。

〈事務局〉

あくまで傍聴人は傍聴するということが基本という考えです。

〈B 委員〉

それは当然のこととしているのですね。

〈事務局〉

はい。

〈B 委員〉

時々発言する方もいらっしゃいますので確認させていただきました。

〈A 委員〉

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第２号議案につきまして原案のとおり制定することでよろしいですか

〈全委員〉

はい。

（９）　第３号議案　廿日市市景観計画の策定について

〈A 委員〉

事務局から第３号議案につきまして説明をお願いします。

〈事務局〉

※廿日市市景観計画の概要版より説明

〈A 委員〉

質問がございましたらお願いします。

〈C 委員〉

私は景観が専門ではございませんが、広島県の景観の保全と創造のお手伝いをさせていただいております。一方、樋口先生は廿日市市総合計画等を押さえておられるというようなご紹介をいただきました。そちらの立場から景観を考えた場合のことで、この点はどうなのかということを披露させていただき、議論の１つの糧になればありがたいです。樋口先生は景観の専門で、私は言ってみれば空間です。それを景観として観る、見られる関係だと思います。そこで、大事なキーワードを３点感じました。

１点目の１つ目は、景観の心をどのように育んでいくのかということ。２つ目は、景観に値する空間、形態、風景をどのようにつくるかということ。３つ目は、それらを絶えない動きで持続させるにはどのようにするのかということ。つまり心と体と運動という見方から廿日市市の景観が大きな意味を持つと感じました。

２点目の１つ目は、景観という見方のときにいろいろな見方があると思いますが、気になるものを排除する、マイナスのものをゼロにすること。2 つ目は、ゼロをプラスに持っていくこと。３つ目は、プラスのものをよりプラスに持っていくこと。つまり以前はマイナスをゼロにすることがやや多かったです。今回の規定では、２つ目のマイナスをゼロにするだけでなく、よりプラスに向ける働きを廿日市市の景観計画の中でいかにサポートしながら培っていくのかと感じました。

３点目は、景観条例という形になっておりますが、こういうふうにしましょうというふうなものを仮に規定と考えたときに、全くそうでないほうを規範とします。みんなが感じとっている成文化されていないものが、むしろ普段着の世界となればすばらしいです。つまり３番目は取り決めることの形をどのように取って廿日市市の景観計画がよい形にいざなえるのかと感じました。

ここに至るまで、ふくよかな審議があったと私は理解しました。それをもとに本日の景観計画が説明されました。これをベースにして、私個人からすれば３つのオリエンテーションとして、雲間に見る光りたい部分、それが廿日市市の景観計画に下支えになればよいものができると感じた次第です。質問というよりは、そんなふうに育てていくと、この計画はよいと思いました。以上です。

〈A 委員〉

景観計画を立てているときにいろんなものを考えて、いろんな理想像を追求していきますが、条例とかになってくるとその辺りが少しずつ抜け落ちていき、規則で決められたものだけしか残らなくなってしまうため、気をつけていかないといけません。ですから、もっといろいろな解が出るように育てていく、一緒に協力してやっていくというプロセスが大事なことです。それを景観法に基づくと、規則に合っているか、合っていないかということに照準を定めて判定してしまうので、やわらかいところがなくならないように十分配慮していきたいというご意見がありました。

景観審議会というのは景観条例に合致しているかどうか細かい見方だけをするのではなく、すばらしい景観を廿日市市に実現していこうと。景観条例というのは、そういう創造的な計画というのをみんなで楽しくやっていこうというそれが根本ですから、そういう形で進めていって、その中で法的な形で対応しないものについてはこういう審議会で諮っていくことだと。先ほどおっしゃったような、そういうやわらかい審議と感性を膨らましていくという、ポジティブな話もできるだけここで取り上げて紹介していきたいということで、どうもありがとうございました。

ほかに意見はございますか。

〈D委員〉

質問ですが、私も景観計画策定委員でありましたが、例えば資料の 82 ページの第４章の５、景観農業振興地域整備計画の策定で、教えていただければと思います。最後の下３行目なんですけれども、吉和地域や佐伯地域に広い面積の農業振興地域を有しており、特に第一種農用地など良好な田園景観の基盤となる農地について計画策定していきますとありますが、実際に農業地域について言えば景観を一番阻害しているのは雑草なんです。道路沿いの雑草であるとか、耕作放棄地の雑草であるとか、それが非常に景観を阻害しているわけです。当然、その景観を保全していくための啓発行為というのはこの中へ入っていると思います。この文章の中で私が気にしていますのは、一種農用地など良好な田園景観の基盤となる農地について計画策定するのではなく、良好な田園景観を保全するために必要な計画策定をするという表現のほうがいい。『農地の』という形になると農業施策の問題に入ってしまい、とても景観審議会で手の出る話ではなくなってしまいます。ですから、あくまで農村あるいは田園景観の保全といいますか、そういうあたりの表現が少し気になります。農地について景観策定すると。体制として違うため、その農地ついてという項目は除外してもらうほうがいいと思います。

〈A委員〉

事務局、いかがですか。

〈事務局〉

私も農業について詳しいわけではないのですが、この文面については、関係部局とも調整をして、いろんな手法で農用地の景観を守ったり、それから施策をしたりということがあろうかと思います。連携を持ってやるという意識のもとに、これをまとめさせていただいたというところでご理解をいただきたいと思います。

〈D委員〉

従来のことでは恐らく農村の景観だとかそういうものあるいは多様な農村風景の活用とかいろんな言葉で美辞麗句が出ていますけれども、実際に実効あるものは既存の段階から出ているものなので、ほとんどそこをカバーできないのです。ですから、そのあたりがカバーできるのが景観だと、そういう理解をしておりますので、少し気になりました。

ただ雑草のことでも県が１年に１回、お盆の前にシルバー人材センター等を使って除草はされていますが、もっと地域に啓発して、地域の人ともっと上手にやっていく方法を考えられないと、１つの場当たり的なことでガードレールの表側は刈られるけれども、実はこっち側ののり面の雑草が出ているということが平然と行われている。そのあたり、もう少し集落と上手に啓発しながらやっていくことが、こういう機会に景観という観点からでももっと進めればと、そういうふうな感覚を持っています。

〈事務局〉

ありがとうございます。

〈A委員〉

特に第一種農用地について取り上げました。ほかにいかがですか。よろしいですか。

事務局から提出されました議案というのは以上ですけれども、その他事務局から何かございますか。

〈事務局〉

１件ご報告があります。景観づくり講演会のご案内でございます。

広島県内 22 市町と広島県で構成する広島県景観会議、景観づくり講演会を来る１月 27

日金曜日、午後１時から、はつかいち文化ホールさくらぴあ小ホールで開催いたします。この審議会の会長でもあります樋口先生をお招きして、「景色を楽しみ、景色を育てる」をテーマで講演を、また事例発表として廿日市景観計画の策定についてを都市計画課長から、広島工業大学生による宮島景観のフィールドワークを樋口先生、森保先生のゼミから新本さんと駒井さんのお２人の学生に発表をお願いしております。廿日市市とゆかりのあるお話も多々ありますので、委員の皆様方にもぜひ時間がありましたらご参加をお願いしたいと思います。以上で、事務局から報告は終わります。

〈Ａ委員〉

それでは、全体につきまして質問や意見はございますか。

〈Ｅ委員〉

これは事務局のことだと思いますが、計画そのものでいうよりは条例の中で市民、あるいは事業者への啓発等の方法についてです。どのようなことを考えているのかと思いまして、現時点であるのかないのか。計画そのものを見せてもらったときは非常に分厚いもので大変だと思ったのですが、本日、概要版を出してもらっているので、大変わかりやすいかなとは思います。ですが、市民がこの概要版ではいきなりではわかりにくいという気もしますので、一般の市民、事業者に対して景観計画で何をお考えになっているのか、今後どういうふうに啓発していかれるのかを、お聞かせいただきたいです。

〈事務局〉

まず、市民への周知ですが、今、講演会の紹介をいたしましたが、まずそれが１つでございます。それから事業者に対しては、届出対象に佐伯地域が増えたということで、内容については変わっておりませんが、申請をされるときに合わせて順次お知らせをしていきます。今年度についてはそこまでですが、来年度以降は景観について具体的なものを市がつくったのは初めてでございますので、市民にもどういった形で細かなところまで説明ができるのかを考えていきたいです。今、概要版をお配りしていますけれども、これを全戸配布というのはなかなか難しいところもありますので、どういった形が一番わかりよくて、皆さんに意識をしていただけるのかというのは研究をして、周知を図っていきたいです。

特に、景観というのは、近年、特に注目をされて皆さんが意識をされて、環境にも非常に関係のある部分が多くございますので、それも含めて皆さんに知っていただいて、自分たちのふるさとに誇りを持てるように、皆さんに意識していただけるような形で啓発をしていきたいと思っております。

〈Ｅ委員〉

はい、わかりました。

〈Ａ委員〉

ほかに、何かご意見ございますか。これでよろしいですか。

質問がないようですので、これをもちまして本日は閉会とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。